

被ばく線量の分布等について

1. 被ばく線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1

区分(mSv)	H25.12月			H26.1月			H26.2月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	23	23	0	53	53	0	24	24
5超え～10以下	2	199	201	0	221	221	4	152	156
1超え～5以下	116	1627	1743	84	1505	1589	45	1547	1592
1以下	968	3852	4820	997	4112	5109	879	4625	5504
計	1086	5701	6787	1081	5891	6972	928	6348	7276
最大(mSv)	5.40	16.81	16.81	4.50	15.80	15.80	5.99	16.70	16.70
平均(mSv)	0.44	1.13	1.02	0.37	1.16	1.04	0.30	0.96	0.88

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の1月末（H23.3.11～H25.1.31）と2月末（H23.3.11～H26.2.28）の累積線量分布の比較を表2に、1月末（H25.4～H26.1）と2月末（H25.4～H26.2）の累積線量分布を表3に示す。

表2

区分(mSv)	H23.3～H26.1月			H23.3～H26.2月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
250超え	6	0	6	6	0	6	0	0	0
200超え～250以下	1	2	3	1	2	3	0	0	0
150超え～200以下	24	2	26	24	2	26	0	0	0
100超え～150以下	118	20	138	118	20	138	0	0	0
75超え～100以下	259	119	378	262	121	383	3	2	5
50超え～75以下	324	880	1204	322	910	1232	-2	30	28
20超え～50以下	610	4302	4912	613	4365	4978	3	63	66
10超え～20以下	545	3954	4499	545	4069	4614	0	115	115
5超え～10以下	432	3788	4220	438	3816	4254	6	28	34
1超え～5以下	722	6961	7683	724	7093	7817	2	132	134
1以下	1061	7886	8947	1067	8028	9095	6	142	148
計	4102	27914	32016	4120	28426	32546	18	512	530
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80	678.80	238.42	678.80	-	-	-
平均(mSv)	23.63	11.00	12.61	23.59	11.01	12.61	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

※H26.3.25付厚生労働省発出の基安発0325第1号「東京電力福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の徹底について」の内部被ばくの見直しの結果については、反映していない。

表 3

区分(mSv)	H25.4～H26.1月			H25.4～H26.2月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	25	471	496	26	542	568	1	71	72
10超え～20以下	63	1611	1674	75	1829	1904	12	218	230
5超え～10以下	175	1708	1883	188	1762	1950	13	54	67
1超え～5以下	665	3420	4085	663	3570	4233	-2	150	148
1以下	712	4309	5021	718	4477	5195	6	168	174
計	1640	11519	13159	1670	12180	13850	30	661	691
最大(mSv)	37.00	40.03	40.03	38.77	40.03	40.03	-	-	-
平均(mSv)	2.88	5.02	4.76	3.00	5.25	4.98	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値

特定高線量作業従事者^{※1}の累積線量分布を表4に示す。

表 4

区分(mSv)	H25.12月	H26.1月	H26.2月	H23.3月～H26.2月
100超え	0	0	0	1
75超え～100以下	0	0	0	153
50超え～75以下	0	0	0	213
20超え～50以下	0	0	0	237
10超え～20以下	0	0	0	127
5超え～10以下	2	0	1	96
1超え～5以下	106	77	40	131
1以下	520	555	528	44
計	628	632	569	1002
最大(mSv)	5.40	4.50	5.36	102.69
平均(mSv)	0.60	0.50	0.33	37.40

（2月の特定高線量作業従事者は636名おり、その内67名については現場作業実績なし）

※1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第7条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1mSvを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※2 各月の特定高線量作業従事者は、当該月に特定高線量従事者として申請していた従事者人数である。

ただし、H23.3月～H26.2月の累計については、特定高線量作業従事者を解除した者も含む。

※3 A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※4 H23.3月～H26.2月の累計の最大値（100超え）は、H23.3月の内部被ばく線量を見直したことに伴うものである。

※5 H26.3.25付厚生労働省発出の基安発0325第1号「東京電力福島第一原子力発電所における内部被ばく管理の徹底について」の内部被ばくの見直しの結果については、反映していない。